



KAWAUCHIMURA

議会だより

題字：川内中学校1年 横田 彩音さん（作成時：川内小学校6年）

第219号

平成30年11月1日

川内村議会事務局

TEL 0240-38-3803

FAX 0240-38-2116

〒979-1292

双葉郡川内村

大字上川内字早渡11-24



▲今年もお米がとれました！（小学校3・4年生による稲刈り）

～次の定例議会は、12月に開催されます～

お気軽に傍聴ください。（定員は30名です）

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

平成30年第3回定例会

9月11日から14日まで開催

平成29年度決算 平成29年度補正予算

条例制定など18議案が可決成立

平成30年第3回議会定例会は、9月11日から14日までの4日間の会期で行われました。今定例会では、提案された平成29年度各会計歳入歳出決算認定7件、平成30年度各会計補正予算7件・条例改正3件・条例制定1件・工事請負契約1件・特別功勞表彰議案2件・人事1件が審議され、原案どおり可決しました。

決算の状況

平成29年度決算総額109億3,307万471円を認定！

平成29年度 決算状況

会計の名称	歳入額	歳出額	差引差額
一般会計	90億7,559万875円	87億5,359万376円	3億2,200万499円
国民健康保険	6億6,615万3,462円	6億3,981万1,061円	2,634万2,401円
直営診療施設	1億7,027万4,710円	1億4,526万4,204円	2,501万506円
農業集落排水	1億2,945万5,919円	1億1,426万2,385円	1,519万3,534円
介護保険	5億3,417万6,478円	5億449万9,786円	2,967万6,692円
介護サービス	158万9,500円	149万8,800円	9万700円
後期高齢者	7,772万8,270円	7,761万8,861円	10万9,409円
総額	106億5,496万9,214円	102億3,654万5,473円	4億1,842万3,741円

◆川内村監査員意見

村長から提出された平成29年度一般・特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況は、総括的かつ慎重に審査した結果、予算の執行状況に違法又は不相当とみられるものは無く、決算は総じて妥当であったと認めるものであるが、特に以下の2点について意見を付すこととした。

(1) 主要事業執行状況について

平成29年度に行われた主要事業等について、書類審査を行ったところである。震災前（平成22年度）の決算額と比較して3倍強の決算額となっており、事業の完了、書類等の整備を行った職員に敬意を表するところである。今後も事業の実施に当たっては、適正な事務処理に努めてほしい。

なお、原発事故からの復興事業予算が膨らんでいる中で、繰越しを行った事業も散見され、繰越事業、事故繰越事業も毎年あることから、計画的かつ速やかに事業の完成を図ってほしい。

(2) 使用料について

村が指定管理を行っている施設（室内型村民プール、かわうちの湯など）において、村の事業等を実施した場合の施設使用料を無料あるいは減免措置しているものが見られるが、村が直営で行っているものではないので、この使用料については、村の予算から支出すべきであると思われることから、検討してほしい。

補正予算

●平成30年度川内村一般会計

補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に1億5,251万1千円を増額し、予算の総額を51億9,811万3千円とした。

今回の補正には、各会計における平成29年度の決算剰余金を平成30年度に繰り越すためのものが含まれている。

歳入補正の主なもの

地方交付税が確定し1億3,834万1千円を増額、住環境整備にかかる福島再生加速化交付金3,956万1千円などと平成29年度からの繰越金として8,791万2千円を計上した。

・総務費

光ケーブル移設委託料として1,188万円を増額。

・民生費

ゆふね施設補償工事など1,998万円の増額。

・農林水産業費

農業施設等維持関係経費500万円、森林環境学習推進事業にかかる委託料など1,808万9千円を増額。

・商工費

法律の改正に伴う「いわなの郷・コテージ」の自動火災報知設備工事費など291万円を増額。

・土木費

村道補修工事やハザードマップ作成、河川維持工事など1,495万9千円、町分地区住環境整備に伴う事業費など4,740万6千円の増額。

・消防費

消防団員の出勤費単価改定による249万9千円の増額。

・教育費

小学校への備品購入費など551万8千円を増額。

算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に2,634万1千円を増額し、予算の総額を5億456万1千円とした。

◆平成30年度川内村国民健康

保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に2,543万円を増額し、

予算の総額を1億8,952万8千円とした。

◆平成30年度川内村農業集落

排水事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に273万4千円を増額し、

予算の総額を1億3,881万1千円とした。

◆平成30年度川内村介護保険

事業勘定特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に3,267万7千円を増額

し、予算の総額を6億238万5千円とした。

◆平成30年度川内村介護サ-

ビス事業勘定特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に9万円を増額し、予算の総額を249万9千円とした。

◆平成30年度川内村後期高齢

者医療特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に10万8千円を増額し、

予算の総額を7,853万5千円とした。

条例

◆川内村税条例の一部を改正する条例

「地方税法等の一部改正する法律」など関連法律の改正に伴い改正するもの。

◆川内村国民健康保険税条例

の一部を改正する条例

「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」の法律に基づき改正するもの。

◆川内村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

消防団組織の見直しに伴い、団員の処遇を改善するため出動費などの費用弁償額を改正するもの。

◆村長等の給与の特例に関する条例の制定

職員の不祥事に対する処分に伴い、管理監督責任を重く受け止め、村長、副村長の給与を減額するため制定するもの。

契約

◆議案第77号 工事請負契約の締結について(川内村穀物乾燥調製施設建設工事)

第3行政区、中里地区にミニライズセンターを建設するため工事請負契約を締結した。
受注者 宮城県岩沼市下野郷字新南長沼1番地の2
株式会社 中セキ

代表取締役 金 福美
契約額 122,040,000円
完成期日 平成31年3月29日

特別功労表彰

◆議案第78号 川内村特別功労表彰について

上川内字後谷地100番地井出 剛弘氏を特別功労者として表彰することに同意。

◆議案第79号 川内村特別功労表彰について

上川内字町分211番地井出 茂氏を特別功労者として表彰することに同意。

人事

◆議案第80号 川内村教育委員会委員の任命について

委員の任期満了に伴い新たに 横田幸男氏(下川内字原44番地)を教育委員として全会一致で同意。
任期は平成30年10月1日から4年間

行政報告

1. 要望活動について

浜通り地域における復興に向け6月27日に、いわき市と双葉郡8町村合同で総理大臣、復興庁、内閣府、自由民主党本部に対し、浜通り地域における復興施策の推進及び復興施策推進体制等の継続について要望活動を行いました。川内村からは村長が出席しております。

また、7月27日には、村長が東京出張に合わせ、川内村として、復興・再生に向け抱える課題に対する支援のため、復興庁、経済産業省に対し、森林の再生や生活再建のための支援など6項目にわたる要望活動を行いました。

2. 福島県知事が川内村へ訪問

8月8日には、内堀県知事が川内村長との意見交換などのため、ご訪問いただき、森

林整備の状況や株式会社リセラに立ち寄られ、その後、村長室において意見交換をさせていただき、人口減少に「あがなって」行こう、そのためには、少子化支援、産業・経済を活性化するため福島県が支援を惜しまず再生していくことをお話しいただきました。その後、本村職員に対して激励の言葉をいただきました。

3. 敬老会について

9月1日には、川内村村民体育センターにおいて敬老会・しあわせ金婚表彰式を開催し、敬老者664名中、154名、3組の金婚夫婦の出席者を迎え、議員みなさま出席のもと、お祝いをしたところでございます。いつまでもご壮健で過ごしていただければと思います。

教育行政報告

1. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項に基づき、平成29年度の教育に関する事務の管理、執行状況の点検及び評価結果について

点検評価に当たっては、同条第2項で教育に関し学識を有するものの知見の活用を図ることが規定されていることから、昨年度同様福島大学未来支援センター職員、社会教育委員、元教育委員を評価委員に委嘱して、重点施策ごと、事務事業ごとに点検評価した結果、総合的には4段階中当初の計画をほぼ達成しているとして「評価3」を受けました。報告書は、議会に提出するとともに公表する予定であります。

2. 第53回天山祭りについて

7月14日に開催した「第53

回天山祭り」は、天候にも恵まれて故心平先生や村に所縁のある方々が310名ほど集い、緑陰のなかで小学生や関係者による心平先生の詩の朗読、郷土芸能である町獅子やソプラノ歌手独唱、最後に川内甚句を全員で踊って村内外の人と文化の交流の一端を担えたものと考えております。婦人会をはじめとする実行委員会の皆さんには、事前準備から当日の裏方として大きな役割を果たしていただいたことに心から感謝を申し上げます。

3. 第71回 夏季野球大会について

恒例の「夏季野球大会」は、今年で71回を数え、8月13日、14日に開催したところ、出場チームは昨年比1増の11チームになり、始球式には昨年発足したスポーツ少年団チームが参加するなど、少しずつ村

技復活の兆しも見られるようになって参りました。結果は、4区チームが2年ぶりに優勝を飾り、野球を通して村民の出会いと再会の場を提供できたように思います。

4. 小学校の「復興子ども教室」について

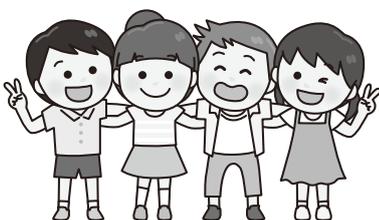
小学校の「復興子ども教室」については、長崎大学との共催で6年生9名が8月16日から19日まで長崎市と島原市で現地研修して参りました。長崎大学では、昨年同様村のブルーベリーの色素を使った色素増感太陽電池を製作し、その電気で電子オルゴールを鳴動させる実験を行い、先の原子力災害による自然と科学に対する心のダメージ克服とそれらの有益性を再確認する機会になりました。また、島原市では27年前の雲仙普賢岳噴火による被災の現場に立ち、

すさまじい被災の実態とそこ

から畜産業を再興させた農家の方にここに至る苦労の實際を聞き、村の復興とそれぞれの将来を重ねて考える機会になりました。

5. 教育環境整備事業に係る設計委託契約締結について

村の教育環境整備事業に係る設計委託は、入札の結果義務教育学校関連施設は郡山市の株式会社ユニバサル設計福島事務所が、認定子ども園関連施設については郡山市の株式会社綜企画設計が落札し委託契約しております。



他の医療機関を受診されていた方が、国保診療所を受診され、服薬中の同じ薬の取扱いが無い場合は、1〜2日の時間は要しますが、薬を取り寄せることが出来ますので、医師にご相談いただきたいと思います。

なお、事前に紹介状を頂きまずと来院された時に処方できませんので、他の医療機関から来院される場合は、早めに紹介状を持参いただくか、医療機関から直接紹介状を郵送いただくようお願いいたします。



7名のかたが一般質問をしました。



久保田裕樹 議員

阿武隈民芸館の運用状況について

質 阿武隈（あぶくま）民芸館の利用状況及び今後の運用方針を伺います。

答 （教育長）阿武隈民芸館については、村民の暮らしに関わる資料館として昭和55年4月に開館したのですが、平成22年4月からは天山文庫とともに「かわうち草野心平記念館」の施設として、心平先生関連資料の展示を中心に再スタートしております。

ご質問の利用状況について

は、入館者数は平成22年度当時1,646名、平成23年度は原子女力災害によって閉館、平成24年8月に再開して420名、平成25年度は529名、その後徐々に増加して昨年度は810名でありました。この間、平成27年度には第50回天山祭りを記念して特別企画展を実施、現在は心平先生や天山文庫への関心と理解を深めるために関連書籍、リーフレット、しおり、単行本等の頒布も行っております。

今後の運用方針については、民芸館のここに至るまでの経緯を踏まえるとともに、かわうち草野心平記念館条例第1条に定める「文化の保護・活用を図り、村民の教育学術及び文化の発展に寄与することを目的」として、社会教育法第5条第4項による社会教育施設として設置され、貴重な資料も多数収蔵されていることから、天山文庫と一体となって村民の社会教育と村の文化の発信拠点として、また、子



井出 剛弘 議員

村づくりについて

質 東日本から7年5ヶ月が過ぎようとしている

今日、8割の村民の方が戻って生活再開され復興に向け力強く歩んでおります。そのような中で、本村が今年3月に策定した第5次総合計画の基本目標でもある「生きがいや誇りを持てる村づくり」実現のため、村民が一丸となり進んでいるなか議会全員協議会の中で村長から職員による道路交通法違反で摘発された報告があり、陳謝されました。残念でなりません。これから住民・村民に対して信用回復

7名のかたが一般質問をしました。

の実現と村づくりについて村長のお考えをお伺いします。

答

職員の不祥事につきましては、村民の村政に対する信頼を大きく損ない、復興・再生の推進にも支障が生じかねない、極めて深刻な事態であると認識しております。あらためて、深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を受け、管理職に対し訓示を行い、8月31日全職員に対して「服務規律の確保及び綱紀の粛正について」通達を行い、さらに9月3日には職員会議において、改めて綱紀粛正の徹底を図ったところであります。

村づくりにおいては、住民と行政の信頼関係が大切であることから、今後は、コンプライアンス意識と危機管理に、繰り返し

し意識付けを行うとともに、風通しの良い職場作りを進め、職員一丸となって不祥事の根絶と信頼回復に取り組んでまいります。



坪井 利之 議員

原子力被災12市町村農業者支援事業について

質

平成28年11月に創設された原子力被災12市町村農業者支援事業により現在まで多くの農業に従事する方が営農再開や規模拡大のために支援を受けておりますが、川内村では震災後2年間の除染を経て平成26年度から作付けが開始され

た田畑にいち早く営農を再開するため震災後、新しい農業用機械や農業設備をこの支援事業創設前に自費で購入した方たちは事業適用外になり支援を受けられないでいます。これまで、このような方たちにも適用できるように村、議会、農業委員会等で国や県に再三要望して参りましたが現在の支援事業制度では、難しい状況にあります。

帰村する村民が少ないなか、先頭を切って営農を再開した方たちが支援を受けられないでいる、このような現状に対して村の対応を伺います。

答

原子力被災12市町村農業者支援事業についてありますが、当村では、平成24年度に農地の除染を実施し、平成25年度から米の本格作付を再開したところであります。

この事業は、原子力被災12市町村において、農産物生産の中止を余儀なくされた農地のうち、平成23年度以降、平成32

年度までに6割の営農再開を図ることを目標として、営農の組織化ができない、個別農家を支援できる事業として、平成28年11月に創設された事業であります。

事業実施当初から、国や県には遡及することで検討してほしい旨の要望を出し、農水省との意見交換の折にも、再三にわたって要望を繰り返してまいりましたが、事業の制度上、実施要綱に規定するとおり、事業申請や承認等の前に購入した物については、対象外とするとの回答であり、遡及は出来ないとの事です。

平成32年度まで継続されるこの事業につきましては、今後も、事業計画の作成や申請、完了・実績報告などの事務手続きの支援をしていきたいと考えております。

さらに、平成32年度以降においても、事業の継続と柔軟な対応を要望してまいります。



志田 篤 議員

村職員の懲戒処分について

質

平成30年8月15日、議会を始め報道機関に川

内村職員2名を平成30年8月10日付けで、主な理由は、飲酒運転及び飲酒運転車両同乗による懲戒処分がなされたとの公表がありました。川内村の信頼の失墜はもとより村民の不安、不満、動揺は隠し得ません。この様な不祥事の対応策は、情報開示を迅速にしっかりと行つべきと考え下記の件について伺います。

1. 平成30年7月27日、午前0時35分頃、不祥事が起きたとされますが、平成30年8月15日、公表まで19日間要している

ます。迅速には程遠いと私は思いますが、時間を要した理由について村長の所見を伺います。

2. 任期付職員、男性参事1名の処分理由が地方公務員法29条の規定による懲戒処分となっておりませんが、お酒は飲んでいなかったと言つ事でしょうか。村長の所見を伺います。

3. 遠藤村長は村民との対話を重視されます。綱紀粛正が求められる今日の社会において、今回の不祥事は痛恨の極みと考えます。情報開示の視点に立って村民に直接、オフトークを使って、説明責任を果たすべきと考えますが、村長の所見を伺います。
4. 平成30年8月10日付けで、村職員の懲戒処分をしておりません。処分内容の妥当性について、又、懲罰委員会を始めどのような審議を得た結果なのか村長の所見を伺います。

7名のかたが一般質問をしました。

答

まず、1点目についてであります。この度の、職員の不祥事につきまして、8月15日の議会全員協議会で報告をさせていただいたところでありますが、違反行為のあったのが7月27日、午前0時35分、酒気帯び運転及び同乗により、呼吸検査を受け、事情聴取のため任意同行を受けたものであります。同日所属課長から臨時課長会議で報告され、川内村職員の懲戒処分に関する基準に基づき、7月30日、両名から交通違反等報告書の提出を受け、8月1日、川内村職員処分

審査委員会を開催し、翌2日川内村職員処分審査委員会委員長から審議結果の報告があり、総務課において、各種法令等を照合し、8月10日に処分を行い、同月15日議会全員協議会において、報告をさせていただき、その後報道機関へ発表を行ったところであります。

通常の場合を見ますと、今回のように現行犯逮捕でない場合、行政処分等の確定に1か月程度かかるようで、その後に処分を行っている例が多いようであり、今回の事例については、速やかに行われたと考えております。

次に、2点目についてであります。同じく飲酒しており、検問では検査を受けておりませんが、1リットル当たり0.15mg未満のアルコールが検出されており、

次に3点目についてであります。次が、人事院の「懲戒処分の公表指針」に準じて報道機関へ発表を行ったところであり、加え

7名のかたが一般質問をしました。

て本定例会において、村長としての責任について明らかにするため、特別職の給与減額条例を提案しているところでありま

す。
次に、4点目についてであります。川内村職員処分審査委員会において審議された結果を尊重し、「川内村職員の懲戒処分に関する基準」に基づき、地方公務員法第29条において、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は懲戒処分をすることができるとされており、また、川内村非常勤嘱託員等任用管理規定第15条において職務に必要な適格性を欠く場合職を解くことができることに該当することから、適正に処分を行ったものであります。

次に、5点目についてであります。平成18年に「川内村職員の懲戒処分に関する基準」を

より厳しく改め、全体の奉仕者として、公私を問わず規範意識や倫理観を持って行動するよう指導してまいりましたが、この度の不祥事の発生を受け、管理職に対し訓示を行い、8月31日全職員に対して「服務規律の確保及び綱紀の粛正について」通達を行い、さらに9月3日の職員会議において、改めて綱紀粛正の徹底を図ったところであります。



高野 政義 議員

家庭用防犯カメラ設置について

質 村内において、盗難が発生しており、また、

ひとり暮らしや高齢者世帯が多くなり、防犯に対する抑止力を高めるために家庭用防犯カメラ設置費用に対する補助制度を考

える必要があると思えますが、
村長の考えをお伺いします。

答 事故や防犯のない地域を営む上で、とても重要であり

不可欠な要件だと認識しております。今年に入り、村内における窃盗事件が、5月から7月にかけて発生しており、まだ、解決に至っていないことから、今後も防犯対策が重要な課題となっております。防犯カメラ設置については、今年6月の第2回定例会において、新妻議員からのご質問がありました。これらとの関連性もあることから、双葉郡内、及び近隣自治体の状況を確認しながら、併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

川内村婦人消防隊について

1. 婦人消防隊は、川内村消防団に協力しながら、地域住民の安全確保のため積極的に火災予防などを行っています。設置条例等が設置されているのか、お伺いします。

また、設置されていない場合には、整備する考えがあるのか、お伺いします。

2. 川内村婦人消防隊設置条例等を整備し、隊員も川内村表彰条例の対象者に該当させるべきと思いますが、村長の考えを伺います。

答 婦人消防隊員の皆様には、予防消防や有事の際の後方支援などにご協力をいただき感謝しているところであります。

まず消防団は、消防組織法に基づき市町村が設置する消防機



関であり、消防団は自治体の条例によって設置されておりま
す。しかし、婦人消防隊や婦人
防火クラブ等の組織につきま
しては、法的な設置基準がないた
め、本村の婦人消防隊の設置を
定める条例等は整備されてお
りません。全国的にも条例で定め
ている自治体はなく、近年は、
規約や要綱等で規定している自
治体や女性消防団として組織す
る自治体も出てまいりました。
今後の状況を確認しながら、検
討してまいりたいと考えてお
ります。

また、川内村表彰条例の対象
者に該当すべきとのことであり
ますが、消防団員の特別表彰は
勤続30年以上となっております
が、婦人消防隊につきましては
活動の状況及び功績が顕著であ
ると認められれば、表彰に該当
するかと考えております。



松本 勝夫 議員

**基本構想（第5次川内村総合計
画）に係る実施計画書の策定に
ついて**

質 村では、本年第1回定
例議会において基本構
想（第5次川内村総合計画）の
策定に基づく議決をへて各種事
業を推進されてきております
が、計画年次5か年の年度別実
施計画書の策定について村の考
えをお伺いします。

答 基本構想（第5次川内
村総合計画）に係る実
施計画書の策定についてであり
ますが、第5次総合計画につき
ましては、今年3月の定例議会

におきまして議決をいただき策
定されたところであります。が、
この計画は平成30年度から平成
34年度までの5年間の「村づく
り」施策の大綱としてまとめた
ものであり、基本構想の中で、
基本施策の項目を示し、基本計
画では意向調査を踏まえ、基本
施策ごとの現況と課題から基本
方針を立て、主要な取組みを示
したものであります。

村は、この基本計画に基づい
て、毎年、事業費100万円以
上の事業について、次年度以降
の3年間の主要事業計画を策定
しているところであります。
震災後の、地域経済や本村を
取り巻く環境がめまぐるしく変
化する状況においては、3か年
の主要事業計画の策定で対応し
てまいりたいと考えます。

**村内における生鮮食品販売店の
確保**

質 村内においては、「YO-
TASHI」というコンビニ

が設置されているが、満足とい

く生鮮食品等の品揃えがありま
せん。特に魚介類の販売とあわ
せて村内の小売業者の育成とこ
れら品揃えの充実を図っていく
考えはないのか、お伺いします。

答 村内における生鮮食品
販売の確保についてで
ありますが、「YO-TASHI」にお
いては、平成28年6月・9月・
12月の一般質問でもお答えして
いるとおり、住民ニーズに沿っ
た陳列について協議してきてお
りますが、肉類について現在陳
列しているものの廃棄率が80%
と高く、魚介類については、地
元鮮魚店等に配慮することと、
鮮魚の消費期限が1日と短く、
廃棄率の増加が予想され、経営
の悪化につながることを懸念し
て、取り扱いをしていないとの
ことであります。

議員ご質問の、村内における
生鮮食品販売店の確保につきま
しては、本村の立地条件からし
ても、隣接する他市町村からの
購買流入を望むことが不可能な

7名のかたが一般質問をしました。

7名のかたが一般質問をしました。

状態であることから、新規の参入は厳しいため、商工会と連携しながら、既存商店の育成に努め、購買流出を防止し、村内商店での購買率のアップを図る施策として、プレミアム商品券など実施しているところであり、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

職員の資質の向上について

質 このことについては、過去にもお伺いしておりますが、今回の不祥事における再発防止とこれらに対する基本的な処分の在り方について、お伺いします。

答 職員の資質向上についてであります。不祥事の再発防止とこれらに対する基本的な処分の在り方につきましては、6番井出剛弘議員と9

番志田 篤議員の答弁と重複いたしますが、処分につきましては、「川内村職員処分審査委員会」の結果を尊重し、「川内村職員の懲戒処分に関する基準」に基づき、地方公務員法第29条、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は懲戒処分をすることができるとも、また、「川内村非常勤嘱託員等任用管理規定」第15条、職務に必要な適格性を欠く場合職を解くことができるとも、該当することから、処分を行ったものであります。

また、この度の不祥事の発生を受け、まず、管理職に対し訓示を行い、全職員に対して「職務規律の確保及び綱紀の粛正について」通達を行い、職員会議において、改めて綱紀粛正の徹底を図ったところであり、今後は、コンプライアンス意識と危

機管理について繰り返し意識付けを行うとともに、風通しの良い職場作りを進め、職員一丸となって不祥事の根絶と信頼回復に取り組んでまいります。

村税等に係る不納欠損について

質 このことについて法的根拠に基づいて合法的に処理されたのかどうかお伺いします。

答 村税等に係る不納欠損については、公平な税負担の観点から、不納欠損に至ったことに対し、深くお詫び申し上げます。

この度の、不納欠損に至るまでの経過及び個別の事由については、平成30年第2回定例会の全員協議会でご説明したとおりでございます。個人滞納者については、滞納したまま村外に転出され行方不明になっている方や死亡されている方であり、法人等につきましては、倒産等により事業所の実体のない事業所

です。租税債権の保全のため、催告書の送付や各種調査等を実施いたしました。滞納税金を徴収できないものについて不納欠損処理をしたものであります。

いずれも、法定納期限から5年が経過したことから、地方税法第18条に規定、時効消滅により不納欠損処理をしたものであります。今後は、徴収体制を強化し、滞納者に対する法的措置を含めた滞納処分を講じ、租税債権の保全に努めてまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



「ふるさと川内への想い」

シリーズ
04

ふる里の自然が教えてくれたもの

今年は何年ぶりかで九月のお彼岸に川内村へ帰ってきた。稲刈りを間近にひかえ、辺りは黄金色に染まり、あちこちでコスモスや秋の花々が咲いていても綺麗だった。早朝、母方の叔父と一緒に墓参りをすませ、墓地の下の方でひっそりと佇む無縁仏に手を合わせていると、突然「まー（私の愛称）、上を見てみる！」と叔父に言われ、すぐに見上げると、まっすぐに伸びた樹木から水蒸気が放出されていた。まるで息を吐いているかのようにゆっくりと

吐き出され、あたりはうっすら靄がかかり、そこへ朝日も差し込んできて、とても神秘的な光景にしばらく見入った。

季節や場所、時間帯で、こういった素敵な瞬間に遭遇する。それが、ふる里かわうち。

春夏秋冬、それぞれの季節の色と薫り。川のせせらぎ。優しくなでるように吹く風に稲がなびく時の囁くような心地よい音。夜空を見上げた

時の満天の星。あまりの美しさに歌い出してしまふ。時には強風に煽られ、なぎ倒されそうになっても、倒

れまいと必至に踏ん張る木々の力強い音。豪雨で川の水かさ上がり、流れの速さと物凄い音に恐怖を感じた日。吹雪の日には顔に容赦なくあたる雪の冷たさと痛み。川内村を離れて三十八年もの歳月が過ぎた今なお、しっかりと五感が覚えている。

厳しさと優しさ。感謝の心。大切だと思ふものに対しての謙虚さ。どんな逆境にあっても負けない、腐らない、諦めないという強い意志。そして逞しさ。川内村の自然が教えてくれた生きていく為に必要な知恵であり、両親の愛情と教えと共に、これまでの東京での生活の支えとなっている。

昨年より縁あって、ふる里かわうち会の役員メンバーに加えて頂き、先輩後輩、同級生達と共に活動の機会を与えて頂いた事に深く感謝している。これからの川内村の更なる発展に向けて少しでも役立てたらと思うのと同時に、川内村の子供達が成人し、一緒に活動出来る日が来ることを楽しみに待っている。



松下 真由美 さん

プロフィール

昭和 39 年 12 月 22 日生

昭和 55 年 3 月 川内中学校卒業

昭和 58 年 3 月 H 高校卒業

同年、大学進学の為上京。

大学卒業後、派遣社員として各企業に就業。

現在に至る。東京都立川市在住。

趣味：芸術鑑賞

